

ウォルター・バーンズ著『パトリオットを育成すること』 : Walter Berns, Making Patoriotics, The University of Chicago Press, 2001, pp.150.

山中, 亜紀
日本学術振興会特別研究員

<https://doi.org/10.15017/16435>

出版情報 : 政治研究. 51, pp.199-203, 2004-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン :
権利関係 :

書評

ウォルター・バーンズ著

『パトリオットを育成すること』

Walter Berns, *Making Patriots*, The University of Chicago Press, 2001, pp.150.

山中 亜紀

二〇〇一年九月一日直後、『ニューヨーク・タイムズ』(New York Times)紙はアメリカの国内状況を次のように論じた——「九月一日以降」アメリカ・パトリオティズムの抱える不愉快なパラドックスが、またぞろ再燃した。憲法で認められた諸権利、おそらくそれこそがパトリオティズムという主張の核をなすものであるのに、それらが突然、恐怖を前に地歩を失ってしまったのである。第一次世界大戦以来、大きな軍事的紛争が起こるたびにそうであったように、文化的には画一的で、エスニックには排他的、対外的には好戦的なナショナリズムの暗流が、反対意見を沈黙させ……はじめた⁽¹⁾。われわれが「パトリオティズム」という言葉から一般的に想起するのは、記事後段に記されたような、熱狂的で体制

的な国内状況であろう。しかし記事によると、そうした状況は、パトリオティズムが特異な環境のなかでみせる、ひとつの側面にすぎないという。記事の前段、すなわち、パトリオティズム本来の骨子は「憲法で認められた諸権利」であるという指摘を、われわれはいつたいどのように解すればいいのであろうか。こうした興味に答えてくれるのが、ウォルター・バーンズ著『パトリオットを育成すること』である。

著者バーンズは、代表的な保守系シンクタンク、アメリカン・エンタープライズ・インスティテューション (American Enterprise Institution) のレジデント・スカラーであり、レーガン政権時代には、政府の諮問委員会委員や国連代表を務めた経験ももつ、著名な保守的知識人である。本書は、バーンズが、新保守主義の旗手アーヴィング・クリストル (Irving Kristol) の依頼で、雑誌『パブリック・インタレスト』(The Public Interest) 誌に連載したエッセイをもとに構成されたものである。エッセイ執筆の背景には、一九九五年にオクラホマ・シティでおこった連邦政府ビル爆破事件があった。周知のとおり、事件の首謀者として逮捕されたのは、イスラム原理主義者ではなく、湾岸戦争に従軍し勲章を受けた元陸軍軍曹であった⁽²⁾。二〇〇人近い死者を出した無差別テロの犯人が、「パトリオット」であったことに、アメリカ社会は大きな

衝撃をうけ、パトリオティズムを危険な思想とみなす傾向が強まった。こうした世論に直面したバーンズは、一部の「ならず者」の暴挙によって、パトリオティズムが曲解されることを危惧し、アメリカ・パトリオティズムの本来的意義、そしてパトリオットを輩出することの重要性を広く社会に訴えかけるべく、このエッセイを書き表したのである。

本書は、七章構成になっており、前後に序章とエピローグが付されている。彼の主張の骨子は、次のように約言できる。

——アメリカ国民は、言うまでもなく、自らの幸福を自由追求する権利をもっている。ただし、国民の権利や利益は、自由と平等を国是とするアメリカの統治体制のもとでのみ、保全されるものにほかならない。この点を明確に理解し、アメリカを守るために、「自己を犠牲にする」とも厭わなかった者こそ「アメリカのパトリオット」であり、彼らの貢献によって、この「カントリー」は存続してきた。したがって、アメリカの将来は、「パトリオットを育成すること」にかかっている。

こうした問題意識にもとづいて、本書の議論は展開されている。以下、順を追って内容を紹介することにしよう。

序章において、バーンズは、パトリオティズムを「カントリーへの愛」(love of country)と定義し、アメリカのそれは、

歴史的に発展を遂げた、きわめて特異なものであると主張する。この特異性を浮き彫りにするために、まず第一章では、古代アテネとスパルタの「古典的なパトリオティズム」が取り上げられる。ここで強調されるのは、古典古代にあつては、市民個々の利益という概念はなく、共和国の利益がすべてであり、しかもこの利益は戦争をすることで確保されていたという点である。市民は、兵力増強という国家的要請にもとづいて、「カントリーへの愛」を強制され、「戦士」として育成されたのである。さらに第二章では、前近代のヨーロッパとの比較において、アメリカ・パトリオティズムが考察される。ヨーロッパでは、キリスト教の出現によって、「パトリオットを育成すること」がきわめて困難となった。世俗の政治的支配者が教会権力と対立した場合、「カントリーよりも神を優先させる」(God before Country)人々に、「カントリーへの愛」を期待することは不可能となったからである。この問題を解消すべく、「アメリカ建国の父たち」は、宗教を政治から分離し、信仰を個人の私的領域に委ねることを憲法に定めた。良心の自由を法によって保証することで、信仰と遵法が抵触することのない統治体制を確立したのである。この「すぐれた政治原理」、そしてその結晶である独立宣言と憲法こそ、アメリカを、「愛するにふさわしいカントリー」たらしめているも

のだと言う。

しかし、アメリカ・パトリオティズムは、「個人主義」という別の困難な問題を抱え込むことになった。第三章と第四章は、この難題に関して「建国の父たち」の示した懸念と慧眼がテーマとなっている。アメリカ国民は、崇高な政治的原理のもとに結集した「単一の国民」(one people)であると同時に、各人が各人のやり方で各人の幸福を追求する権利をもつ「利己的人間」(self-interested men)でもある。商業的繁栄には有効な「個人主義」も、もし野放図に蔓延させれば、アメリカは「単一の国民」という「一体性」(unity)を失うことになり、アメリカの統治体制は崩壊せざるをえない。それを回避するには、本性的には利己的である人間に、「共和国にたいする責任」を自覚させ、彼らを「パトリオット」にしなればならない。こうした問題認識があればこそ、「建国の父たち」は「一様に、「カントリーへの愛」を、アメリカ市民の欠くべからざる「道徳的徳性」と位置づけたのであった。なかでも、ジェファソン(Thomas Jefferson)はじめ、教育事業に鋭意努力した一部の指導者は、この「徳性」を陶冶する必要性を正しく認識していた。独立戦争という、人々の「感情」(sensation)を激しく揺さぶる状況が過ぎ去れば、「カントリーへの愛」は弱まるに違いないという強い危機感が、彼ら

を駆り立てたのであった。そこで彼らは、戦争にかわって「カントリーへの愛」を喚起する、新たな「動力装置」(engine)として、公教育、特に初等教育における歴史教育・道徳教育に大きな期待を寄せ、「パトリオットの育成」に全力を注いだのである。

しかし、こうしたパトリオティズム醸成の努力も、奴隸制をめぐる国内の利害対立を未然に防ぐことはできなかった。

第五章は、国家分裂の危機を救ったリンカーン(Abraham Lincoln)に関する考察である。ただし、バーンズが本章で賞揚するのは、リンカーンの具体的政策ではなく、アメリカ人を互いに結びつける独立宣言の「大義」(the cause)を「力強く美しい言葉」で繰り返し語った、「パトリオティズムの詩人」としての才能である。自由は、「代価」(price)を払って獲得するものであり、今を生きるアメリカ人は、過去にその代価を払った「パトリオット」の恩義に応えなければならぬ、というリンカーンの言葉によって、分裂しかかっていたアメリカの白人市民は、憲法にもとづく統治体制こそ、アメリカを偉大な「カントリー」たらしめていることを、「改めて思い出した」のであった。さらに第六章では、リンカーンの意思を継ぎ、黒人と白人の感情的融和を促進した、黒人指導者ダグラス(Frederick Douglass)の提言が取り上げられる。

彼は、黒人が市民としての地位を不動のものにする最善の方法は、従軍することであると主張した。彼にとって、アメリカ人であることは、「カントリー」のために戦う「パトリオット」であることにほかならなかつたからである。

こうした精神的考察を踏まえて、第七章では、パトリオティズムをからんじる現代の風潮にたいする批判が展開される。昨今、「文化的あるいは道徳的相対主義」(cultural or moral relativism)によつて、アメリカが「特別なカントリー」であることを否認したり、「新共和主義」(new republican-ism)の名のもとで、「共通善」(common good)の存在を否定し、人間を、個々バラバラの「自己充足的な個人」(“autonomous” individuals)としてとらえようとする傾向が強まっている。こうした風潮のなかでは、星条旗を焼くことさえ、「表現の自由」として許容されようとしている。しかし、アメリカ人の享受する「表現の自由」は、合衆国憲法によつて各人に付与された権利であり、アメリカが「地上最後の、そして最良の希望」(the last, best hope of earth)でありつづける限りにおいて、保全されうるものである。それを自覚すればこそ、過去多くの「パトリオット」は、「カントリー」の「最愛の象徴」(cherished emblem)たる星条旗に、限らない敬意を表してきた。建国史を学び、独立記念日やリンカー

ン誕生日を祝い、星条旗を掲揚するといった行為は、個々の市民を結びつける「大義」を確認し、「カントリーへの愛」を堅固にする手段としてきわめて重要であり、決して蔑ろにしてはならない。これがバーンズの主張である。この主張をより印象的に彩るために、エピソードは、降旗作業に従事するアメリカ海兵隊員の誇らしげで恭しい態度が外国人高官に強い感銘を与えた、というエピソードで締めくくられる。

以上の議論から明らかなように、バーンズのいう「アメリカのパトリオット」とは、個人としての自立性を保ちつつ、彼に自由や権利を保証するカントリーを永続させるためとあらば、主体的に自己を犠牲にする覚悟をもつ人間を意味している。こうした人間像を提示することによつて、バーンズは、アメリカ人が本性的には「利己的」であることを前提としながらも、アメリカ人に「単一の国民」としての揺るぎない「一党性」を回復させねばならないと訴えるのである。

バーンズのこうした議論は、アメリカ・ナショナリズムの特質を考えるうえで、非常に示唆的である。彼の議論は、普遍的理念に立脚する統治体制に向けられた各国民ひとりひとりの支持のなかに国民的凝集力の源を見出している。ここで注目すべきは、各国民が何を根拠に統治体制を支持するのかという点に関する、バーンズの理解である。彼によれば、国

民の支持は、自らの幸福を追求するうえでアメリカの統治体制がもつとも適切であるという、「合理的判断」だけにもとづくものではない。それと同時に、あるいはそれ以上に、国民は、この統治体制を構築・維持するために払われた数多くの犠牲を想起することによって、きわめて直感的に「愛」を抱くのだという。こうした認識は、アメリカ・ナショナリズムのもつ情緒的次元を理解するうえで、非常に有用であろう。

さらに興味深いのは、バーンズの議論が、現実の政治状況や社会状況を、安易に肯定するのではなく、批判的にとらえなおすことを可能にする視座を内包している点である。この議論的意義は、「九・一一」以後のアメリカの世論状況を鑑みた場合、いっそう増しているように思われる。周知のとおり、同時多発テロ発生以降、「テロとの戦争」を遂行するブッシュ政権を真っ向から批判する見解は、しばしば、「テロリストの片棒をかつぐ」態度であるとの非難によって、圧殺された⁽³⁾。体制批判のままならない国内状況は、多くの場合、「ナショナリズムの高揚」「パトリオティズムの高揚」という表現によって語られているが、それは明らかにバーンズの意図するところではない。現に彼は、「テロとの戦争」に関して、次のようなコメントを発表している——「テロリストとの戦いにおいて」われわれにできること、いや、しなければならないこと

とは……自由市場、言論の自由、そして、特にこのような状況にあつては、良心の自由を实践するカントリーであり続けることにほかならない⁽⁴⁾。こうした発言が、「パトリオット」を自認するバーンズによってなされているということを、われわれは認識しておく必要があるだろう。そうすることによって、アメリカ・ナショナリズムをより深く理解することが可能になると思われるからである。

注

- (1) *New York Times*, 9/30/2001
- (2) 事件当初、イスラム原理主義者オサマ・ビン・ラーディン (Osama bin Laden) が犯行に関与しているのではないかという憶説がメディアを中心に飛び交っていた。ところが実際に実行犯として逮捕されたのは、極右の民間武装組織「ミシガン・ミリシャ」(Michigan Militia)の関係者とされる。二〇代後半の白人成年ティモシー・マクネイ (Timothy McVeigh) であつた。
- (3) 同時多発テロ発生直後、アメリカのマス・メディアが陥つた「閉塞」状態に関する簡潔なレポートとして、大竹秀子「偉大なアメリカ」の硬直したパトリオティズム『世界』(二〇〇二年二月号)を参照のこと。
- (4) *Boston Globe*, 9/23/2001